

桑名市立中央図書館所蔵
『天保十一年御上京一件』 翻刻と解説 (三)

岡田 美穂
飛石 眞理子

はじめに

桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』(以下、『御上京一件』とする)は、天保十一(一八四〇)年、桑名藩主松平定和が統仁親王(後の孝明天皇)の立坊の祝いに幕府の名代として上京した際の桑名藩内の記録をまとめた史料である。

本稿は、拙稿「桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』翻刻と解説」(一)、(二)を承¹⁾け、墨付全六十二丁のうち四十四丁裏から六十二丁裏までを翻刻・解説するものである。

本史料は、御名代として上京するにあたって発行された藩士達への通達等を書き写し留めたものである。記事の順序には多少の前後が生じているが、概ね発端である拝命の知らせからはじまり、事後処理に至るまでが記録され

ている。ただし、内容的には桑名藩士達への通達事項が主となっているため、藩主定和が遺した『京都御使勤書』と比較すると、上京の目的である宮中での立坊祝いの詳細や京都滞在中の動静等は大変簡略な記事となっている。

今回翻刻する範囲の記事は、主として道中及び京都滞在中の心得、京都滞在中の参内に関する記録と藩主定和の少将推任、帰路の旅宿人馬に関する廻状、帰府の挨拶と少将昇任の許可、定和入部と藩士達への褒美指図等の事後処理、上京にあたって贈られた宮家・公家等への贈り物費用の記録から成る。

—

三回にわたって掲載してきた翻刻も今回で最終回である。本稿では上京に関する様々な指示の表現から藩主定和が上京にあたってどのような配慮をしていたのか探っていききたい。

まず注目したいのは、四十五丁表から四十五丁裏にかけて、「御自筆写」として記されている、藩士等に通達された道中及び京都滞在中の心得に関する記事である。その冒頭は以下の通りである（以下、『御上京一件』本文改行を私に改め、適宜句読点を施す）。

此度之御使格別之御用向家督無間蒙 仰難有存候。殊_ニ忝人勤儀目人々心を付見聞致候間、いづれも厚相心得可相勤、高家等供廻り_江も丁寧_ニ致可申候。尤制法書等之通可相心得者勿論之事_ニ候得共、一_ト通之道中とも違格別之勤先之事_ニ付、不埒之儀有之候而者、外聞_ニもかゝわり候間、_ニ首尾_ニもかゝわり候事_ニ付、厚相心得可申候。

天保九（一八三八）年に家督を継いだばかりの藩主としては今回の使命は「格別」のことと記されており、重責であったことがうかがわれる。不備があれば「外聞_ニもかゝわ_レ」ることが述べられ、また、藩士等の行動が使命遂行

の「首尾」もかゝわるとしている。幕府の名代という格別の任務であるからこそ、行動に慎重でなくてはならなかったことがわかる。同じ記事の四十五丁表最終行から四十五丁裏には次のように述べられている。

且参 内之節ハ勿論、其外出先^ニおゐても供方^ノ儀公家衆并御役人向^ニ対無礼等之儀無之様相慎可申候。末々存
ハかさつ権柄之所業致不申候様、大切^ニ相心得急度可申付置候。徒頭等ハ尚更供廻之濟心を付たとひ往来之雑
人たりとも手荒之取扱不致様、手付之ものへ厚可申付置候。

「かさつ権柄之所業致不申候様」とある。権柄は権力を笠に装着横柄な振る舞いをすることで、公家や役人に対して幕府の御使であることを笠に着たような振る舞いをするな、ということであろう。更にここでは「公家衆」「御役人」のみならず、「往来之雑人」に対する態度にも言及し、決して手荒な事をするなど述べている。^③更にこの「御自筆写」に続く「御別紙」にも着目すると、四十六丁表から四十六丁裏にかけて、

御道中并京都滞留中共、都而禁酒可致。尤宿屋等^ニ而馳走^ヲ間敷儀ハ又候共、決而受納有之間敷。末々迄厚可被
申付候事

とあり、宿所で御馳走を振る舞われた場合も受け取ってはならない事が記されている。また、京都の宿所に関して別項を立て、次のように荷物管理について注意喚起している（四十六丁裏）。

家主立会相改させ書付^ニ為致置、帰足之砌慥^ニ引渡可申候。自然出立之随^ニ而品物紛失等申立候様^ニ而ハ、御外聞
^ニも拘候儀^ニ付、銘々下人^ニ至迄厚申会、成丈嫌疑を避候様精誠^ニ心を付可申事。

品物の紛失が「外聞」も拘るので、「嫌疑」を避け、はじめに家主立ち会いのもとで荷物を書面に記録し、荷物管理に気をつけることと記されている。家財紛失により家主から家財窃盗の嫌疑をかけられることが、藩と家主との関係の悪化に留まらず、京都中に噂が立つことに他ならない事を藩士達に自覚させようとするものであろう。

「外聞」にかかわるといふ表現は『御上京一件』中では心得に關するこれらの記事二例のみであるが、それゆえかえて定和が天皇等直接の關係者からの評価だけでなく「外聞」をも強く意識していたことが推測できるだろう。また、それが「首尾」もかゝわることとしており、藩主の使命が成功するかどうか、藩主のみならず藩士達の言動のいかに左右される、という表現となっている。

ところで、入京した武士の言動は京都の公家達に注視されやすい事柄であったようで、江戸後期の隨筆『甲子夜話』には、次のような噂話が書き留められている。¹⁾

何人か語りけん、何人か聞ける、此頃京より来し人の言には、名高き当路専権の人、今般上京は殊の外不評判なりとぞ。院參の時いかなる挙動ありしにや、院御不興にて、某は関東にて權威を振ふと云沙汰を聞及びしが、何かにもあの体にては左あるべしとの仰なりしとぞ。又特旨にて修学院の御山莊拜見仰付られしに、其人より向々へ達せる書付には、見分に罷越と書載ける。此事後日に聞へて、是も院の叡慮に叶はず、御山莊經營のことは某取扱たること故にこそ、上使にも示されざるを拜見仰付られたれ。左れば拜見とこそ申べきを、見分とは奈何なることよ。御幸前はさも云べし。去年既に一度御幸のありし上は見分とは申すまじき者よとの内々御沙汰なりしとぞ。且此度上洛、禁中、院中、其筋々への贈物微薄なることにて有し由。夫に就ての沙汰は、當時賄賂公行して、資材も乏しからぬ者の、あまりしき吝嗇の仕方逆、月卿雲客皆謗れりとぞ。左て又上洛の道は木曾行にて、信州松本は某家の旧領ゆゑ、先祖の隴阡を詣拜しぬ。是も歸路にこそある可きことよ。公務にての上京なれば、兼てより参内は知れたることなるを、上りがけに墓參は不敬なりとの、内御沙汰もありしとなり…さまざまの巷説かまびすしかりしとぞ。

この専権の人の噂は極端な例ではあるが、上京した武士の言動が大変注目されやすく、また反感を買いやすかった

ことが読み取れる。定和一行の場合は、名代であるからこそ外聞の良し悪しには過敏にならざるを得なかつたのではないだろうか。ちなみに、ここで「吝嗇」として批判されている宮中や関係者への贈り物についてであるが、定和は京都の宮家・公卿に対し予め金品の用意をしたことが『御上京一件』六十一丁表から六十二丁裏にかけて記されている。

ここまで、「外聞」という言葉に注目し、定和が「外聞」に相当な注意を払っていたことを確認した。『御上京一件』には、この「外聞」と関連して、「外見」という言葉が使われている場面がある。次に、この「外見」という言葉に注目してみたい。「外見」という表現があるのは、一箇所のみである。十三丁裏から十四丁表にかけて、以下のように述べられている。

京地御逗留中、御貸人之分引揚可申義候得共、町宿相渡候向者外見等も有之候付、

三席

一若党三人 一中間四人

御使番以上

御留守居

一若党貳人 一中間三人

平士

一若党壹人 一中間貳人

右之通手人ニ統足御貸被成候間、旅宿ニ差置 御旅館出入等も惣心ニ供召連可被申候。尤時宜ニ寄差略候とも勝手次第候。

京都逗留中藩士達が町宿へ入る際及び旅館の出入りの際に、「外見」の問題があるため、身分に応じて供を連れて行動するようにという指示である。外見があるので、と断りを入れていることから、供が必要かどうかとは関わりが無く、周囲から見られることを意識して、立坊御祝いの名代使者としてふさわしい体裁に整えさせるといふことのようにある。

二

ここで、「外見」という問題と関わって、藩士達の衣服に関してどのような指示が出されたかに注目したい。京都逗留中と道中では、藩士達の衣装への指示が異なっている。

まず、道中の指示を確認しておきたい。五丁表には次のようにある。

江戸 御発駕御道中、御書院格之面々木綿服。馬乗段羽織着用可致。緒類無用之事。舞台格已下ハ、勿論木綿服。羽織連も木綿可相用事。

身分によって細部の指示内容は異なるが、全体に共通して木綿服の着用指示がなされている。

次に、京都逗留中の服装指示についてであるが、五丁裏に以下のように記されている。

於京都着服之義、都而熨斗目麻上下着用^三有之候。尤平日ハ和中小袖麻上下着用之義も有之候。且 御巡見等之節、御供方羽折着用之義も可有之候。尤何れも有合相用不苦事。

但、拝領之品^三而も竜紋上下相用之儀不相成候。其余御紋有之品不相成と申す訳^三ハ無之候得共、御参 内之節ハ相用申間敷候。其外ハ勝手次第之事。

京都逗留中は麻袴着用との指示がなされている。同じ袴でも生地は竜紋絹を使用した竜紋袴は但し書きで禁止されている。

では、麻袴と竜紋袴は当時どのような位置にある衣装だったのだろうか。『御上京一件』の時代に近い史料を探ってみると、たとえば『甲子夜話』巻四―十五には、

竜紋を麻上下の代りに用いることも、左近始められしと云。一日着して徳廟の御前に候せらる。そのとき左近の上下は何なるやと御尋なり。是は竜紋にて候。家来へとらせ候へば、麻より保よきとて悦候と申上らる。夫より世の中竜紋の上下を用始めしと云。

と、左近（松平乗邑）が麻袴の代わりに用いたのが最初であると記している。また天保十四年刊行の山崎美成の『世事百談』では、

礼服には貴賤ともにおしなべて麻上下を着用することなり。その外には竜紋絹の小紋などにかぎれり。昔は仕官の人なども繻子純子の上下を着たるなり。

と、礼服は麻袴が主で、竜紋絹の袴は麻袴の次として許容されるものであった事がわかる。さらに、天保十二刊の大野広城の『青標紙』前編「衣服制度的例、附装束着用略図」の長上下の項には、

諸麻を用る事本式なり、当時は絹麻竜文の類を用ゆる事略義なれば殿中は憚るべき事也、文化八年二月御暇の大名絹麻の上下を用ひられたるが内々御沙汰有之諸麻に替らる、又同年御暇の国主大名竜文を用ひたる事ありしが、是も内々御沙汰有家の先格の由にて押して用ひられたり

とあり、殿中での暇の挨拶等格式のある場所では、麻袴以外認められていなかったことがわかる。

さて、『御上京一件』において京都逗留中以外に麻袴着用に触れられている箇所が四箇所ある。どのような場面

で麻袴着用の指示があつたのかを確認しておきたい。一つ目は、三十四丁表、桑名での行列送迎に関する記事である。右御送迎四度共、麻上下着致候様。其外心得方之儀ハ都而平御送迎之通相心得候様。

とあり、桑名において送迎する者に対して往路の桑名発着時、復路の桑名発着時とも麻上下を着用するように指示をしている。また、「其外心得方之儀ハ都而平御送迎之通」とあるので、麻袴での送迎は通常の送迎時の服装とは異なることがわかる。

二つ目は、四十八丁裏である。京都での参内に関する状況一覧の記事であるが、四月二十三日に定和が少将昇進の推任を得たことについて、その知らせをうけた桑名の様子が以下のように記録されている。

同廿六日、御家中舞台迄麻上下着_三而御歛帳付候

同じ記事中に、桑名で御歛帳を付けに行く箇所が他にもあるが、麻上下着用については推任のお祝いの場面のみである。

三つ目は、五十丁裏、江戸で幕府から少将昇進の許可を得たという知らせの記事である。

昨日於 御城家中之面々、舞台格迄御歛帳。いづれも麻上下着用候様。

四つ目は、五十八丁表、御名代の使命を全て終えた後、定和が桑名へと戻ったお祝いについての記事である。

御入部為御祝儀、明後廿七日於御城御赤飯御酒吸物被下置候旨被仰出候間、麻上下着可被致頂戴候

とある。以上四箇所から桑名に残っている人々の動向に関しては、一行の送迎の他は定和の昇進に関する記事にのみ出される特別な指示であることがわかる。

さて、京都逗留中の麻袴着用指示を振り返って考えると、参内の行列時であるかどうかに関わらず、京都逗留中は全て、殿中の格式ある行事と同様、最上級の格式のある場と見なして対応することが求められていたと言えるだ

ろう。

ここで、木綿服と麻袴の切り替えの境目である、道中から京都へ入る境界における服装指示に注目してみたい。十二丁裏から十二丁表に次のように記される。

先年 御上京之節御供方之面々着服之儀、大津駅よりハ 御京着御当日之儀^二付彼地之着服^一准し絹布着用勝手次第之旨被 仰出候処、此度ハ 御趣意被為在 御上着之節も御道中之通綿服着用之様被仰出候。右^二付兼而申達置候通仰心緩無之様^一可被致候。

ここではまず先例について触れられている。先年の上京では、大津から先入京の際は京都で着用する衣服にならない、絹布の服の着用が許されたが、今回の上京では先例に拠らず、道中と同じく綿服を着用することとしている。先年の御上京とは、第十三代將軍家斉が太政大臣に昇進した御礼の名代として、定和の父定永が文政十（一八一七）年に上京した事を指すと思われる⁸。

さて、先例で許されていた事柄を許さず、より質素にするようにとの指示にはどのような事情が存在したのだろうか。定永が華美を好んでいたというのであろうか。結論としては、否である。実は、定永もその父定信と同じく質素儉約を旨とする治世を行っていたと思われる。定永が桑名藩に国替えとなった年である、文政六年八月の識語のある慶應義塾大学三田メディアセンター蔵桑名松平家文書375『家中諸法度』の一条に次のような条がある。

簡略を守り身上より物毎軽く、少も奢たる体致すへからす年寄共始木綿之外一切着用致すへからす

定永は通常は木綿服の着用を求め、質素儉約を推奨していたようである。この条から推察すると、定永が入京に際し絹布を許したのは、特段華美を許したということではなく、御名代の使者として京都へ入るにあたって相応な服装であったためと思われる。

では、定和がそれを許さなかつたのはいかなる事情によるのであろうか。『御上京一件』の一丁裏から二丁表にかけて、次のような記述があることが注目される。

来子三月 立坊^二付、京都御使被^レ 仰付候処、先代越中守 西丸御普請御手伝も相勤、万端物入多可為難儀。於公儀も御儉約中之儀候間、参内之節行列之儀ハ先格之通相心得、道中行粧等質素致、都而無益之失費無之様可被致候。且在所^正立寄供之人數等相構候而も不苦候。并騎馬員數武器等相応^三相減可被伺事。

参内之際の行列は先例通りとしているが、定永の代に請け負つた西丸普請の手伝い負担も多いため、道中は質素儉約し、人員の削減も問題ないとする。今回の上京に際して幕府から「出格之思召を以金壹万兩拝借被^レ 仰付候」（『御上京一件』一丁裏）と金一万兩の拝借金を得るなど、桑名藩は当時財政的に窮乏していた。このような経済事情の中での上京であるため、行列の質素儉約は理念的問題以上に、もつと現実的な問題であつただろう。続く二丁裏から三丁表にかけては更に詳しく指示がなされている。

一、今度京都、御使被^レ 為蒙 仰候処、御先例も有之事^二者候得共、公辺より 御先代様 西御丸御普請御手伝も御勤被遊御物入多、於公儀も御儉約中之御儀^三候間、御道中御行粧等質素^二致、都而無益之失費無之様 御沙汰も有之。其上御家中人別扶持迄^三も被^レ 仰付候御時宜合^二付、格別御省略被成候付、御供之面々^二逆も右之心得可有之候。供建等之儀別帳之通可被召連候。尤御供立備^二付御貸人者御定も有之候得共、此度者銘々手入^三統足御道中御貸人^二准、不足之面々者、夫々御貸人御渡可被成候。併此御時節之事^二付、武器類始新規用意^三不及、有合^二以相用可被申候。

一、此度者格別之御勤柄^二者候へ共、前文之通 公辺より厚御沙汰筋も有之候^二付、御先例より者格別御人數も被減候付、前而御役々相備兼候間、主役外兼役も可被^レ 仰付候付、此度御人指^二被仰付候間、兼而左様可被

相心得候。

ここでは、供建もそれぞれの手下で賄い不足分のみを御貸人で補うこと、武器類は新調不要であること、さらには、人員削減のため複数の役割を兼務する場合もあること等が記されている。

先例として許されていた絹布を許さない事情について、『御上京一件』ではその理由を明言せず「御趣意」としているが、上述のような経済的事情があったことを踏まえて考えると、財政難で幕府へ窮乏を訴えて拝借金を得て成り立つ行列であるから、「道中行粧等質素致都而無益之失費無之様」務める必要があり、たとえ絹布を所持し着用することが可能な者があつたとしても、それを着用している者が行列に存在することによって質素儉約に努めていないとみなされるおそれがあるためと推測できる。

三

ここまで、『御上京一件』記事の表現を追い、幕府に仕える者としてこの名代の任務の成功へ向けて定和がいかに細部まで注意をはらっていたのかを読み取ってきた。これらを踏まえつつ、最後に、『御上京一件』記事及び同時代の藩士達の記録等から垣間見える藩主としての定和の人物像に触れたい。

まず、藩士達の旅装準備に関する事柄に目を向けたい。三丁表には、

銘々道中旅装始夫々用意も可有候処、当時人別扶持中之儀^三付、格別之訳を以此度限左之通御手当被成下候事。

とあり、各人が用意すべき旅装用に特別の手当を出している。藩は経済的に逼迫していたが、藩士も同様に逼迫していた。この手当は、桑名藩の財政再建策として人別扶持にしたため藩士達が旅装を用意できない、という悪循環

の発生を予測して出された策であろう。また十二丁裏に、

一、惣而御借馬之儀皆具共御貸被成候旨申達被置候処、杵籠之儀も御貸被成候。自分用意いたし候者ハ来ル七
日迄其旨可被申聞候。

一、御貸具足之儀兼而申達被置候具足并櫃共御貸被成之分、且具足斗拝借致度ものハ銘々来ル七日迄可被申聞
候。

と、所有していない物に関する貸し出しに関する指示がある。また、上述の二丁裏から三丁表の記事中には、
此御時節之事ニ付、武器類始新規用意ニ不及、有合ヲ以相用可被申候。

とある。これらから、旅装については、特別の手当を出すか、所有していないものは借りるか新調する、所有して
いるものは有り合わせて済ませる。という、現実的な指示をしていたと思われる。衣服についても同様の考え方で
あつたのであろうか、上述の五丁裏の京都逗留中の衣服に関する記事のうちにも、麻袴や巡見の際に使う羽織等の
衣服について、

何れも有合相用不苦事

と記されている。麻袴や羽織は、上述の「御自筆写」中に「参内之節行列之儀ハ先格之通」とされた参内にも関わ
る衣服である。「外聞」や「外見」に配慮が必要な場面で、それすらも「有合相用不苦」としたのは、藩士達の経
済状況をよくよく思いやつての事ではないだろうか。

また、行列の桑名発着に関して、三十三丁裏には、

都而御通客等有之節、見物等罷出候義ハ不相成候事ニ有之候へ共、此度 御上京 御発駕 御着共御行列致拜
見度候ハ、御家中之面々末々迄勝手次第之事ニ候。

とあり、行列の拝見を特例として許可している。この拝見の許可については、桑名の下級武士渡部平太夫の当時の日記である『桑名日記』に、以下のように記されている。

九日：川口へ御ちやくはいけん二ゆく。九ツ半すぎごろ御ちやくなり。御ほんちん二て御てまがとれ御しろへハ八ツすぎごろ御入なり。鐙之助ハおせんがつれておなかもはまのぢぞうのへんまでゆき御ふねはいけんさせたところが太そう二よろこんだけな。

この記事によれば、子供達も拝見に出、船を見て喜んでいたようである。行列の拝見許可がどのような意図で出されたものか、また藩の者達にどのような思いで受け入れられていたのかは不明な点も多い。しかし、この行列には多くの藩士達が参加していることを併せ考えるならば、行列に加わった者やその親族にとつては、幕府の名代の一としての晴れ姿を親族達に見せることのできる名誉ある出来事でもあつただろう。先例があるかどうか、あるいは意図したものであるかどうかといった事はともかく、定和のはからいは、藩士達のこういつた心情にうまく呼応していたのではないかと推測する。

以上から、定和の上京は、幕府の名代として外部に対して細心の注意を払っていたのみならず、逼迫した財政の中にありながらも藩士達の心情や状況を考慮し配慮したものであつたことが『御上京一件』の表現から推測できる。では、外部史料では定和の人物像についてどのように述べられているのだろうか。まず鎮國守國神社蔵『御家譜』では、

定和温孝慈仁学問ヲ好ミ詠哥ヲヨクシ祖父定信ノ風アリ、…世子ノ時ヨリ国用ノ窮迫シテ家中引米ニ苦ムヲ憂ヒ其身ニ節儉ヲ勤シカ、家督シテハ父ノ志ヲ継キイヨク祖父ノ訓ヲ守リ自ラ衆ニ先立テ自奉ノ衣食居間ヨリ万ノ調度迄侯伯ノ堪忍不能ザル艱苦ヲナメテ藩屏ノ任ニヲコタラス、士ヲ愛シ民ヲ憐ミ家中ノ窮乏ヲ救ハンコ

トヲ日夜有司ト謀リ万事祖父ノ旧ニ復セントノ志願也シカ、在治三年ト雖満二年ナラスシテ長逝ス、士民拏テ惜シミナケケリ

と、「士ヲ愛シ民ヲ憐」んだ人物であつたことが記され、逝去にあたっては「士民拏テ惜シミナケ」いたと記す。

また、当時桑名の福江町に住んでいた町人、角屋吉兵衛の記録である『豊秋雑筆』の天保十二年記事「松平定和大君御誓去之事」では、

六月廿二日卯上刻太守様誓去被遊候よし、下々に至るまで御名君と申てなげかぬ者ハなかりける

と、定和を「名君」と記し下々のものまでその死を嘆き悲しんだとしている。

さらに、『桑名日記』では、定和の逝去につき、天保十二年八月七日御出棺を見送つて次のように記している。⁽¹²⁾

御出棺御御見上申。…御見納ニ而何となくしんくいたし心細く相成、且御いたわしく落涙致ス。…皆々云ニハ、イヤモウ涙がこぼれてくならなんだといふもあり、なミダが出てかすんでよく御こしがわからなんだと云もあり、御見上申サンで置けばよかつたと云もあり

これらの史料から想像される定和の人物像は、これまでに述べてきた『御上京一件』の記事の行間に垣間見えた、藩士達の心情や状況に配慮する定和像から乖離しない。天保九年末に家督を継いでから天保十二年に逝去するまで、定和が藩主であつた時期は三年に満たない大変短い期間であつた。しかし、『御家譜』に「世子ノ時ヨリ国用ノ窮迫シテ家中引米ニ苦ムヲ憂ヒ其身ニ節儉ヲ勤シカ」とあるように、定和は家督継承以前の早い時期から藩政に関わつていたと思われる。⁽¹³⁾ 公的な残存史料の少なさと、その短い在任期間ゆえに『桑名市史』や『三重県史』などには多くを語られない藩主であるが、天保期の桑名の人々にとって、定和はかけがえのない人物であつたのではないだろうか。

結びにかえて

『御上京一件』は、一藩主の名代としての上京を藩士の側の史料から扱ったものであるが、幸いなことに藩主側の勤書も遺されており、両史料を併せ見ることにより藩主側と藩士側の両方の事情を知ることが可能である。本史料及び関連史料は幕府名代の実際を研究するにあたって大変貴重な史料群となるだろう。本史料の翻刻公刊が、桑名藩の歴史研究はもとより、天保期の超幕藩関係研究の一助となれば幸いである。

注

- 1 岡田美穂・飛石真理子「桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』翻刻と解説（一）」、同（二）『京大大学図書館学紀要』第36号（二〇一六年三月刊）、第37号（二〇一七年三月刊）
- 2 慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書『京都御使勤書』に拠れば、参内より以前、京都に到着した四月十八日には、京都所司代の牧野備前守（牧野忠雅）邸へ挨拶に向かつており、翌十九日には伝奏の徳大寺大納言等と面会する等、事前の打ち合わせ等を行っているが、『御上京一件』はそれら滞在中の動静には触れていない。

3 根岸茂夫氏『大名行列を解剖する 江戸の人材派遣』（歴史文化ライブラリー282、吉川弘文館、二〇〇九年刊）は、大名行列が藩士達以外に日雇いの人員を多く集めて構成されており、それらの集団が力を持って「がさつ」な行為を働いていた実情を指摘した注目すべき著作である。特に、寛政期に松平定信が触れを出して取り締まったが

取束には至らなかつた事、また定信の陸尺が太田資愛等の陸尺に乱暴を働かれた際、定信の陸尺は全て江戸の日雇いではなく白河藩の者であつた事の二点の指摘（二五六頁―一五九頁）は、定和の行列に対する心構えや構成員を考える上で大変示唆に富む。『御上京一件』でも「御貸人」を付けているが、京都逗留中は一部を除いて「御貸人」を引揚げている（十三丁裏）。また、桑名の下級武士の日記『桑名日記』に拠ると桑名藩の国人から「御貸人」を調達している記事がみられる（天保十一年三月十八条「為八郎大つるのかし人にてあすたつとていとまごひ二見へる」等。なお、『桑名日記』本文は注9後掲書に拠る）。ここでのがさつ行為及び権柄行為への注意は、御貸人、藩士各々の手人のみならず藩士を含めた一行全体への注意として捉えておきたい。

4 『甲子夜話』巻七十一―四。本文は、中村幸彦氏・中野三敏氏校訂『甲子夜話』5（東洋文庫338、平凡社、一九七八年刊）に拠る。

5 中村幸彦氏・中野三敏氏校訂『甲子夜話』1（東洋文庫305、平凡社、一九七七年刊）に拠る。

6 『世事百談』本文は、日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 新装版』第一期18（吉川弘文館、平成六年刊）に拠る。

7 『青標紙』本文は、江戸叢書刊行会編『江戸叢書』2（江戸叢書刊行会、大正五年刊）に拠る。

8 定永が將軍昇進御礼の名代として上京したことについては、『統徳川実紀』文政十年三月十八日条及び四月十六日条で確認できる。三月十八日条には「御昇進太政大臣に任じたまひ。内府御位階従一位に叙したまふ」とあり、四月十六日条に「御昇進御位階済ませられしにより。井伊掃部頭。松平越中守京都への御使命ぜられいとま賜ふ。」とある（『統徳川実紀』第二編、経済雑誌社、明治三十八年刊）。その他、鎮國守國神社蔵『御家譜』（『三重県史』三重県編集・発行、平成十五年三月刊）第1章桑名藩10、西尾市岩瀬文庫蔵『扈從西上日録』等に詳しい。

9 澤下春男氏・澤下能親氏校訂『桑名日記』一（土井印刷、昭和五十九年一月刊）による。以下、『桑名日記』本文は全て同書に拠る。

10 『御家譜』本文は、『三重県史』資料編、近世2（三重県編集・発行、平成十五年三月刊）第1章桑名藩10に拠る。以下『御家譜』本文は全て同書に拠る。

11 『豊秋雑筆』本文は、桑名町人風聞記録刊行会編『桑名町人風聞記録1〈豊秋雑筆〉』（清文堂出版、二〇一三年三月刊）に拠る。

12 注9前掲書に拠る。

13 渡辺和敏監修『二川宿本陣宿帳 3』（豊橋市二川宿本陣資料館、二〇一一年刊）に拠ると、家督継承以前、定和が松平近江守と称していた天保三年から天保九年まで、度々二川宿を利用した記録が残されている。このことから家督継承以前から頻繁に江戸と桑名を行き来し、父定永を支えていたと推測できる。なお、二川宿利用記録は以下の通り。天保三（一八三二）年七月六日、同四年七月六日、同五年十一月十九日、同六年七月十六日、同七年七月十四日、同八年六月、同九年六月晦日、同年十月二十九日。

付記

貴重な資料の翻刻掲載を御快諾くださいました桑名市立中央図書館様、史料の所在照会・調査にかかわってご教示ご厚誼いただきました桑名市博物館様、桑名市文化課様、鎮國守國神社様に厚く御礼申し上げます。

また、拙稿第一回において言及しました『松平定和公上京御行列之図』の閲覧が叶いました（なお、実物が桑名市博物館の特別企画展「幕末維新と桑名藩——会桑の軌跡——」（会期：平成二十九年十月二十一日から十一月

二十六日)におきまして展示されました)。定和の上京の詳細を探る、大変貴重な資料であり、『御上京一件』とあわせて考察する必要のある資料ではありますが、紙幅の都合上本稿では触れることができませんでした。尚別稿を留意したく存じます。

貴重な資料の閲覧をお許しくございました所有者様、所在調査閲覧の機会を作って下さり、また展示を企画してくださいました関係者様に厚く御礼申し上げます。

《翻刻》

翻刻凡例

- 1、墨付六十二丁のうち、本稿には二十三丁表から四十四丁表までの翻刻を納める。
- 2、字体は現行の新字体に直し、「より」の合字については原行のひらがな「より」の表記に直した。
- 3、改行については、原則として原本の改行に従った。

一 御使者（御料理被下） 御進物有無^三

不拘

一 汁三菜 酒二種引落し

茶くゝ己上

一 御進物持参之御使者^ハ

金三百疋

御家老
御番頭
之内

同式百疋

右己下
大矢地長嶋之事

東 本願寺 興正寺 専修寺 御供僧
西

銀老枚

金三百疋

総供中

御進物

同老朱

才領

鳥目式百文ツ、 持人^江

但御目録ハ御道中仕払方御勘定人

三 而取斗候事

一 銀五枚 野村織部^江

右者御上京ニ付為御手当被下置候

御自筆写

一 此度之御使格別之御用向家督

無間蒙 仰難有存候殊ニ老人勤儀

自人々心を付見聞致候間いつれも

厚相心得可相勤高家等供廻り^江も

丁寧ニ致可申候尤制法書等之通可

相心得者勿論之事ニ候得共一ト通之道中

とも違格別之勤先之事ニ付不埒之儀

有之候而者外聞ニもかゝわり候間一統

別而厚相慎末々ニ至迄急度心得筋

申渡油断なく制導致可申候御用先

之事ニ付百姓町人等者勿論自分家来

とても慮外不埒之事とても手討等之

儀も決而致間敷難捨置儀も候ハ、其

支配頭^江相達差凶之上取斗可申候

一 首尾ニもかゝわり候事ニ付厚相心得可申候

且參 内之節ハ勿論其外出先_ニおひても
 供方之儀公家衆并御役人向_江対
 無礼等之儀無之様相慎可申候末々存ハ
 かさつ権柄之所業致不申候様大切_ニ
 相心得急度可申付置候徒頭等ハ尚
 更供廻之濟心を付たとひ往来之
 雜人たりとも手荒之取扱不致様
 手付之ものへ厚可申付置候尚此余
 之儀者月番より可申聞候一統心得可申候

御別紙_ニ

一統当時艱難之砌_ニ候へ共手当筋等
 之儀厚致遣度候へ共必迫之儀_ニ而庇
 皆他借_ニ而弁候事_ニ而何如存る様_ニも
 不參一統ふしゆう致可勤且上下
 入用等之儀も此節約故別而一統厚
 相心得不置無之様_ニ厚心掛可勤候

一此度京都_江 御使_ニ付御道中
 御供之面々心得方等之儀も御制法書
 御定書之通可相心得ハ勿論之事_ニ
 候へ共一_ト通り之御道中共違格別之
 御勤先之儀_ニ付一統別而厚相慎
 末々もの_ニ至迄頭々主人々より急度
 心得筋申渡無油断制道可被申付候尤
 御横目_江猶又被 仰出夫々旅宿々をも
 見廻り可有之間随分心得違無之様
 可被致候假令百姓町人等ハ勿論自分
 家来とても慮外不埒之事情共手討
 等之儀は決而致間敷難捨置儀も
 有之候ハ、其段支配へ相届可伺指図
 勿論 御用を申立問屋場等_ニ而権柄を
 振ひ心短慮かさつ之儀有之間敷事
 一御道中并京都滞留中共都而禁酒
 可致尤宿屋等_ニ而馳走_ケ間敷儀ハ又
 候共決而受納有之間敷末々迄

厚可被申付候事

一 京地町宿之儀多分式階^ニ有之由

尤片脇物置^ニ致置候義可有之^ニ付

右等八家主立会相改させ書付^ニ為致

置歸足之砌^ニ引渡可申候自然

出立之随^ニ而品物紛失等申立候様

^ニ而ハ御外聞^ニも拘候儀付銘々下

人^ニ至迄厚申含成丈嫌疑を

避候様精誠心を付可申事

一 御参内之節ハ勿論其外

御出之節御供方之儀厚相慎

猥^ケ間敷義無之様可被致候尤

公家衆御所司代様始諸御役人

方等^江対し敬礼厚仰慮外

無之様末々迄堅可被申付事

但町宿前御通行之御方有之節

失敬無之様尤^ニ二階等より透視

決而不相成之間是又可被

申付置事

一 於京地者格別之御勤先^ニ付御番

又ハ御用出先通行向寄^ニ候其物

見見物決而無用^ニ候尤無謂他出

致間敷候無扱義有之致他出候ハ、

其段御横目^ハ相届承知之上可致

他出末々共組支配頭々^江可申出尤

其段頭々より御横目^江可相届候事

一 此度者格別之御用度^ニ付雇之

者共儀も御手人用事諸事急度

相慎第一

公儀御法度筋者勿論喧嘩

口論かさつ権柄押買狼藉

無賃之人馬旅籠代等^ニ至迄

不法之儀致間敷旨請負之

者より為申渡置候得共猶又夫々手^ニ

付候分ハ無油断制道可被致事

右ヶ条之趣其外不愼之儀有

46ウ

47才

之候得共此度者格別之御用度

二付御用捨之筋無之可被処慮

刑之旨被 仰出候条厚相心得

組支配有之面々ハ末々迄又亦ハ

主人々より無実失様急度可被申付候

雇入之者迎も御家法之御仕置可被

仰付儀可有之候付雇入之者^江も

能々可被申付候此段為心得申達候

三月

一為御上京四月十四日四ツ八分

御発駕被遊候

一同十八日四ツ六分御京着被遊候^二付

同廿二日於 御城御家中舞台格迄御歡帳付候事

一同廿一日初御参 内被為 遊候^二付

同廿三日於 御城御家中舞台格迄

御帳付候事

一同廿二日東山辺 御巡見被遊候

一同廿三日式度目御参 内被為濟

御返答被 仰出御暇之上

少将^二御推任被為蒙

仰 御拜領物被成

仙洞御所 大宮御所 准后御所

^江も御出被成御拜領物^二万端

御首尾克被為 濟候^二付同廿六日

御家中舞台格迄麻上下着^二而

御歡帳付候

一同廿四日二条御城御拜見

一同廿五日御参 内 御鳳輦

御拜見酒饌御頂戴

^{為御歸府}

一同廿六日 京都御発駕被遊候

一五月朔日巳ノ刻御着 城

同二日辰中刻 御発駕被遊候

一同十二日御道中無御滞御着府

被遊候^二付同廿二日御家中之面々

舞台格迄於 御城御歡帳付候

御歸府之節御廻状

覚

一人足 式百八拾人程
一馬 六拾五正程

右者桑名侍從殿就

御用明後廿六日京都発駕被致

歸府候間書面之人馬寄置可被申候已上

四月廿四日

桑名

加治啓次郎

大津より

四日市迄

右宿々問屋中

定而休泊左之通

四月廿六日

大津 泊

廿七日

水口 泊

廿八日

関 泊

同廿七日

草津 休

廿八日

土山 休

廿九日

石薬師 休

49才

廿九日

四日市 泊

覚

一人足 式百四拾人程
一馬 四拾正程

右者文書同断時二日被致

発駕候間—以上

桑名

五月朔日

林権之右衛門

從宮

品川迄

右同断

定而休泊左之通

五月二日

宮 泊

三日

岡崎 泊

四日

白須賀 泊

同三日

池鯉鮒 休

四日

赤坂 休

浜松 休

休

49ウ

五日	袋井	泊	金谷	休
六日	藤枝	泊	府中	休
七日	興津	泊	吉原	休
八日	沼津	泊	箱根	休
九日	小田原	泊	大磯	休
十日	藤沢	泊	神奈川	休
十一日	品川	泊		
	以上			

一 江戸より御用状出来之処
 大守様御儀京都より 御歸府之
 御目見被 仰上候様前夕御奉書
 御出来ニ付今朔日御登 城被成候処

右 御目見御首尾克被 仰上御懇之
 被為蒙 上意其上少将ニ御推任被為相
 仰候儀可被任 叡慮旨被為蒙 仰候重
 御用向万端無滞被為濟候ニ付昨日於
 御城御家中之面々舞台格迄御歎帳
 いつも麻上下着用候様
 六月十四日 少将被為蒙 仰候御礼六月十三日被
 仰上候ニ付同廿二日御家中舞台格迄
 御歎帳被看出候事
 六月十五日
 一大守様御儀今日被為
 召御登 城 京都より御歸府之
 御目見 御首尾能被 仰上其上於
 京都少将ニ御推任被蒙 仰候処
 御推任之儀可被任 叡慮旨被為蒙
 仰候此段諸御役々通達可被致候末々ハ
 組支配頭々より申聞候様
 一大守様御儀以来 少将ト奉称

候様被 仰出候間此段諸御役々、通達可被致候

末々ハ 組支配より通達

50ウ

一今般京都^上之 御使万端御首

尾能被為 濟其上 少将^二推任

被為蒙 仰今朔日 御歸府之

御礼被 仰上候処御推任之儀可被任

叡慮旨被為蒙 仰候付為御祝儀

少将様^上

鯛一折宛 御番頭始

惣御家中

御挾持方已下

嫡子

右銘々

右之通差上目録披露相濟候代

料之儀者御時節柄之事^二付定而可被及

御沙汰候此段諸御役々、通達可被致候以上

六月十五日

一御参 内被為濟候為御祝儀

御酒吸物 御書院格

御酒肴 舞台格

御酒代 貳百文ツ、 無格

百五十文ツ、 御足輕

百文ツ、 帶刀之者

今度 御上京^二付御供方等心得之儀被

仰出も有之処一統万端厚相心得慎

方も宜趣奇特之事^二候依之御酒遣被下置候

并御酒代被下候

右被下方之儀者其土地々^二而被下候旨

御供方^上京地^二而御用人より為申達置候事

七月十九日 平服^二而於 御城

頂戴之事

支度料

一銀五枚

御物頭

一花色帷子一ツ 御使者 河合小左衛門

一長上下 壹具

但道中并京地逗留中中之御賄_三而

仰付候

支度料

一銀三枚

御書院番

一花色帷子一ツ 副使

山内又十郎

一麻上下一具

但右同断小之御賄_三而 仰付候

右者此度

御昇進_三付

口宣御用京都_立之御使者并副使

被 仰付候頭書之通被下置候

六月十四日

一若党式人

一鍮

一挾箱

一長柄傘

一草り取

×六人 外二御中間式人準備 河合小左衛門

右之通召連候事

御貸人

一若党壹人

一御中間壹人

手代

同

一中間壹人

一御中間壹人

×

山内又十郎

右之通召連候事

御徒士

一

右者此度

伊藤鏝之助

御昇進_三付京都_立之

口宣御用取扱并道中宰判被 仰付候事

一泥綾

式着

右者先般 御上京一件為御賞美被下

但是八服部伊豆殿_立被下之由

一御酒吸物

吉村又右衛門

一金三百疋宛

杉山八藏

柴田十右衛門

小森九郎右衛門

御番頭組頭御供

御郡代

大御目付

御長柄奉行御供

御使番御供

御小姓御供

井上八郎右衛門

林権三左衛門

永井庄左衛門

長瀬四郎左衛門

河合甚五右衛門

樋口専之助

大御目付

御奉行

御用人

御小姓御供

御小姓

御勘定頭

村松佐一右衛門

河野治部右衛門

岡本四郎右衛門

宮崎金五郎

井上紀兵衛

小河内九八

御用人

御郡代

御徒頭

御勘定頭

同

同

秋山清太夫

河合六郎太夫

小森甚五郎兵衛

相沢三左衛門

吉野勝右衛門

甲斐啓八郎

御側役

御横目

御小姓勤御供

御横目

同

鳥飼三郎右衛門

首藤忠兵衛

村松房之助

菅谷次左衛門

久里源兵衛

一金八百疋ツ、

同

同

同

御奉行御供

御用人御供

岡本作助

新貝重一郎

青木旗藏

森弥二左衛門

大津留小右衛門

岡本金之助

御勘奉行元方勤

御大小姓御供

鈴木紋八

一金五百疋

岩館俱見

52ウ

御酒吸物代

同

御郡代

御武具奉行

同

同

一金六百疋 御先詰

青木市左衛門

同

朝比奈田右衛門

田中岩右衛門

一金貳百疋ツ、

生駒久太夫

朝比奈田右衛門

田中岩右衛門

御旗奉行御供

御物頭御供

御物頭御供

同

渡部辰五郎

御馬廻

大馬勤

同

同御供

同御先詰御宿勤

吉村三平

松岡喜之進

伊藤忠左衛門

西山常治

金沢嘉右衛門

御勘定頭

御横目御供

同御使

御大小姓御供

同

一金四百疋ツ、御先詰 成合平左衛門 三浦武太夫

御側役御供

同

同

同

同

一金三百疋ツ、

鈴木秀弥

杉山左繕

加藤三兵衛

樋口前左衛門

柳川儀右衛門

外御酒吸物代

同

御詰

御勘定奉行

金百疋

53才

岡本市之進

市川小左衛門

駒野紀藤太

御酒吸物代

一金貳百疋

首藤忠兵衛

江戸勤番中

一金百疋ツ、

御用番之処出帳_二付

御_一〇〇〇〇〇〇〇外

一金貳百疋

勘定奉行

御奉行勤

御詰

御小姓御供

外御酒吸物代

御先詰 小野軍九郎

久徳新助

宮崎織右衛門

川澄卯之助

金百疋

同御供

御馬廻御供

御勘定奉行

一金三百疋

御賄御右筆勤

吉田猪三郎

野田郡蔵

新貝弥左衛門

外_二同断代 御先詰 新居忠馬

同

御馬廻御供

同御先詰

金壹分貳朱

滝沢文兵衛

河村庄之助

関戸源太左衛門

御酒吸物代

御手廻頭御供

番外御勘定人勤

一金壹分貳朱ツ、 水谷長蔵

鈴木雅助

同 番外御手廻頭勤 同御右筆

一金百疋ツ、御供 小川三郎右衛門 吉田重兵衛 53ウ

一金壹分ツ、 御宿割 同壹分也 御先詰 塚田金蔵

御勘定人 同壹分式朱ツ、

森伴太夫 大村□郎太夫 東条弥七

東野□左衛門 小嶋新吾 本間久太夫

藤井冬藏 渡部宗右衛門 梅沢宗六

梅□□左衛門

吉成洌太夫 大野竜平 阿部与典

御帳預御勘定人勤 同

大塚九郎兵衛 小林田助 種岡重兵衛

同

細谷久太夫

御勘定人

一同壹両也 御先詰 今村安右衛門

御勘定人公事方掛

一同式朱ツ、 横野留右衛門 日野源左衛門

番外寄合番御帳付勤

同壹分也 御先詰 塚田金蔵

御宿割

一同壹分式朱ツ、

御勘定人 大買物使 小買物使

鈴木藤□右衛門 伴坂官右衛門 橋本丈兵衛

同 長谷川前司

同

同

御徒土□席寄合番勤三而 大筒改同断三而

御勘定人加勢 御勘定人加勢

一同壹朱ツ、 鈴木隆介 小菅勘兵衛

郷手代

一同式分也 御先詰 品川十四郎

寄合番

一同壹両壹分也 相馬芳助

但御用挑灯出帳相納三付

一壹朱ツ、

御徒奉行

番外横目

〃

同御先詰

〃

〃

浅野忠太夫

磯野藤右衛門

関根五郎八

大橋毅四郎

遠藤兵助

堀江繁弥

但番外横目勤役事_二付

御城内番組

御代官_□左衛門伴
御勘定人手伝

同

〃

広田七右衛門

中嶋健助

高原清悟

石野猪之助

無格御細工人

兼万所勤役中之分

御旗組_三而紙細_三工手伝_三之者

番組益仕出方手伝

兼_□横目

一同壹分ツ、御先詰

米富_□右衛門

齋藤東八

一同貳朱也

御足輕

鈴木次郎八

兼万所勤役中之分

御先手組_三而
仕出方手伝

一同貳朱也

遠山竜蔵

一壹分貳朱ツ、

相沢幸蔵

吉成良助

寄合番_{□□}同御小姓 同郷使

御先手組

一同壹兩壹分也

和田鉄平

一御酒吸物

竹内弁蔵

大倉与十郎

御用塗物出_□付

×拾貳

郷使御_□

〃

〃

根津健蔵

野沢与右衛門

大野勢平

番組御先詰

〃御供

〃御先詰

右者此度 御上京_二付御先詰御供并

御用多之処出張為勤候_二付被下置候

馬場三蔵

浜田悟平

佐藤太平

九月廿日

御酒代

一鳥目八百文ツ、

御足輕小頭

同 一百五拾文ツ、

郷使拾三人

御足輕共

同

同

御迎供ニ罷越御往返共

同 一百文ツ、

番加勢七人

御供之者

同

式拾七人内小頭壹人

同 一百五拾文ツ、

御全部取下番

同

三人

一六六文

御迎ニ罷越京都御供致

同

桑名迄之者

同 一貳百文ツ、

新郷ニ而御勘定所

壹人

同

御用使四人

55才

同

一六六文ツ、

桑名より京都御供いたし

同 一貳百文ツ、

社敷番

江戸迄罷越之者

同

三人

式拾五人

同

桑名より京都迄御往返

同 一三百文ツ、

御勘定所

斗御供之者

同

上小使 三人

九拾八人内小頭四人

同

一貳百文

同 一貳百文

同加勢壹人

〃

御勘定人

一同斷

同下小使四人

一金老分也

茂木場左衛門

同

大御目付^三而同加勢

一百文ツ、

同増小使^三人

一同老朱也

須藤増兵衛

同

寄合処御破損手代

一百五拾文ツ、

御書院方御用使

一御酒吸物

長谷川辰左衛門

55ウ

〃

御足輕三人

鳥目

〃

同

一百五拾文ツ、

御破損手代^三人

一^三百文ツ、

御道具番

外二浅野玄助

〃

四人

御横組^三而

〃

御破損手代加勢

一百五拾文ツ、

〃 下小使三人

〃 一百文

野本仁左衛門

〃

御破損手代^三御破損筋^三□□

一百文

〃 増小使^三人

〃 一^三百文

山崎輪左衛門

〃

御同心小頭

〃 一百文ツ、

町役小使^三三人

〃 一百五拾文ツ、

佐藤久助

〃

// 物書

御□□□方

坂井鏝作

御同心拾五人

桑名より京都御往返□勤_二付 56才

同定加勢四人

一式百五拾文

同加勢壹人

一百文ツ、

同当分加勢十四人

一百文ツ、

御連供御道中□筋_二付 同加勢六人

同番加勢 四人

一式百五拾文ツ、

御司所記録番

〃

壹人

一式百五拾文ツ、

御月番小使

一式百文ツ、

御鉄炮手代_二式人

四人

御弓手代_二式人

〃

御鉄所番組

一五百文ツ、

御厩小頭_二式人

御鉄炮方御修利儀

小金利八

〃

被 仰付候処出帳_二付

同□勤□□□習

一式百五拾文

同加勢壹人

美原□内

〃

御城内番組_二式人

一百五拾文ツ、

同郡番頭_二而

平御坊主加勢

番組 四人

小頭番加勢壹人

番組_二而

御下横目小頭_二式人

一百文

御弓□置 野本正左衛門

御下横目九人

一百五拾文ツ、

仕出賄_二壹人

同加勢_二式人

御膳方壹人

一百五拾文ツ、

三奉行後小使貳人

御用所

□頭役

御用使貳人

一三百文

安達佐平

一三百文

御台所定番

番組並

壹人

一貳百文ツ、御手廻小頭加勢 小川専八

御月番方

駄賃雜司御笠人郷使

一貳百文ツ、

下小使貳人

代後之節手伝_二付_一 東間良平

御用所小使貳人

一貳百五拾文ツ、

仕立帯刀三拾壹人

大御目付後小使貳人

御上京御供之節出帳付

御中間 五人

御横目

56ウ

一壹_ノ五百文ツ、

組後御中間貳人

御横目役所後小使一人

御中間 貳人

御小納戸定後小使一人

但同断之節御先詰_ニ而 御旅館内外掃除を始所々

御修履御落物_{□□}キ打_{□□}り相働_{□□}り番迄も相勤_ニ付

同組後御庭懸り一人

ノ

同御庭懸壹人

定_□郷手代格御勘定人勤

御台所働貳人

一金三分也 御先詰

小林才輔

一百五拾文ツ、

御小納戸御中間貳人

但御先詰被仰付候処御趣意厚相守_□組出帳_二付被下候以上 57才

一三貫文

御厩御中間

一金六兩貳分也

内

生竜紋代

干鯛代

三両

式分

服部伊豆

生竜紋代

干鯛代

式両式分

式分

酒井三右衛門

右者先般 御上京御用向調方出張_二付

為御禄賞被告下置候

組□

一 銭拾五貫文

内

志貫五百文ツ、御中間四人

式百五拾文ツ、御中間三拾六人

右者京都御先詰罷越并御長柄持_二御仕立御供

罷越出帳相勤候付為御禄賞被下候

大塚松兵衛手代

一金壹分也

忠兵衛

右者御上京之節御荷物湖水廻御差立_二付

宿々差支有【虫損】聞合罷越骨折_二付為御□

代被下候

町年寄□□席

前用達□□□□
用達

一金式拾八両三分也

式拾両

川瀬□□左衛門

同人手代

五両

安兵衛

右者御上京之節御用□方受□申付御用向方

三両三分

弥兵衛

端出帳為勤候付為御禄賞被下候

桑名町

一 銭四貫文 内式貫文ツ、

松兵衛

只九郎

右同断御厩御用向出帳いたし候付為禄賞被下候

57ウ

一 此度京都_江之 御使 御首尾能

被為濟其上 御昇進_二付舞台格

之者御扇子差上度旨相伺置候処

伺之通差上候様此旨可被申渡候以上

九月廿六日

酒并三右衛門

定而右御扇子之儀ハ不及手当目錄を以

差上可申候代限之儀年始_三差上候扇子

之通定而御年限明之上割合を以引取

相成候間是又可被申渡候以上

一 先般京都_江之御使御首尾能被為

濟其上 御昇進被為蒙 仰并

御入部為御祝儀明後廿七日於

御城御赤飯御酒吸物被下置候旨被

仰出候間麻上下着可被致頂戴候已上

九月廿五日

一 右同断御破損奉行格御宮番席之者_江

廿七日八ツ半時於 御城御赤飯御酒吸

物被下置候事

一 右同断_三付廿八日於 御城舞台格_江

御酒御肴被下置候事

定而右被下_三付産褥忌中之者有之候ハ、

父母之忌之外ハ 御免被成候事

一 右同断_三付無格之者_江御酒加是肴代

并御酒代被下候事

御酒_口肴代

一 鳥目_三百文ツ、

無格

小頭共

御酒代

一同百五拾文ツ、

惣御足輕

帶刀之者

同

一同百文ツ、

御中間

一 右同断柏崎詰并大阪勤番之者_江も

同様被下置候事

猶以 舞台格

右者本文同断_三付御扇子差上度旨

相伺候付伺之通為差上候尤扇子之儀ハ

年始_三差上候節之通追而御年限明之上

割合を以代限_三而引取_三相成候段為申渡候間

是又其節引取方之万宜取斗可被申候以上

58才

58ウ

一此度京都^江之御使万端御首尾能

被為濟其上 御昇進^三付右為御祝儀

別紙之通御家中^三之面々より差上物

有之候尤代限之儀御年限明之上銘々

渡方之内^三而引取方之儀宜取斗可被申

候已上

九月廿六日郡代書

酒井三右衛門

少將様^江

鯛 一折

松平六弥殿

御袴 一荷 ツ、

服部石見殿

右銘々

奥平八郎左衛門59才

服部伊豆

久松十郎左衛門

吉村又右衛門

三輪種右衛門

吉村半右衛門

酒井三右衛門

□ 図書

右銘々

一色兵庫

多賀縫殿

兵藤主殿

右銘々

但代限百石^三付式^三匁之半減無禄之隠居八

半減当【虫 損】成^三而引取^三相成候事

鯛一折ツ、

御番頭始

惣御家中

御扶持方已下

嫡子

右銘々

但代限百石^三付式^三匁之半減御扶持方斗之

嫡子八当職之物成切米^三而引取^三相成候事

✕

舞台格頭取席^三おひて御用人被申渡候

59ウ

三七

先般京都^上之御使御首尾能被為

濟 其上 御昇進被為蒙 仰候為

御祝儀寸志差上物有之奇特之

事^二候敵敷御省略中^ニ者候得共從

上義被成御祝御酒御肴被下置候

銘々頂戴可被致候

一金壹兩三分也

内

壹分

御宿割并京地^三而御帳付等

本間縫助

出帳^二付

次御横目 御先詰

御下横目小頭付

貳朱ツ、御用多之処□□

出帳^二付

石塚惣兵衛

御下横目内

横野軍太夫

藤崎壹助

木村庄三郎

御下横目

壹分ツ、御迎供度々往返

御用多之処□□

出帳^二付

太田泰助

渡部□助

杉立親平

関根勇右衛門

右者此度

60才

御上京御供并御先詰等被仰付候処

御趣意厚相守夫々出張相勤候付為御禄賞

被下候

一金壹兩貳分也

内

壹分ツ、

江戸勤番先より

御供

御徒士貳人

桑名より

同

貳朱ツ、

御徒士頭壹人

同町役壹人

御徒士六人

右者

御上京御供被 仰付候処出張相勤候付為

御祿賞被下置候

60ウ

右之通御贈物御入用

61才

右箱台 代三拾六匁一分

御目錄紙其外共代拾匁八分

人足一式入用 拾九匁

一来春就 御上京伝奏方院伝奏

初而御頼野村織部勤入用

一金壹両三步壹朱式匁七分五厘

鷹司御三殿様江 桑名盆 三箱

一 金千疋

鷹司様江

御用所様、 時雨蛤 三箱

鷹司様御内

鷹司関白様江 枝炭 一箱

一 同五百疋

牧 治部少輔

鷹司家高橋兵部大輔江被下 桑名盆式箱

徳大寺様御内

牧 治部少輔

一 同三百疋

澄川陸奥守

右之通被進物御入用

右之通被進候

一金三両壹分也

野村織部勤入用

内

一金拾壹両三分壹匁壹分

実相院御門跡

右之通被進物并御使者勤二付御入用

曼殊院宮様

一金三両貳分三朱壹匁六分五厘

式両 仁和寺宮様

御菓子代式百疋ツ、

鷹司関白様江

鯉節百本

代百三拾匁

櫛笥【虫損】様

広橋中納言様江

枝炭

代式拾七匁

京住浪人

五百疋

畠山十兵衛

書役^ニ御履^ニ付増被下

右者御在京中御別物之御答礼被進候

一金六兩壹分三朱八拾貳文

此銀九枚壹枚ツ、七分五厘

九條右府様 二条右府様 有栖川宮様

同上□宮様 梶井宮様 聖護院宮様

隨心院宮様 醍醐大納言様 同侍従様

右者 御在京中別段御贈物之御答礼被進

一金六兩壹分貳朱五壹百壹文

此銀九枚 四匁五分

右者同断御答礼

一金壹兩三分三朱百九拾四文

壹匁七分五厘

内

貳壹百疋御品代

実相院御門跡^江

銀壹枚 御馬代

曼殊院宮様^江

貳百疋 御品代

百疋 御馬代

裏松右少弁様^江

右者同断御答礼

一金壹兩壹分貳朱三百九拾三文

此銀貳枚

三匁五分

醍醐大納言様^江

61ウ

右者同断御答礼

一金拾三兩貳分三朱三百三拾三文

右者京都市御進物御入用之分

(62丁の内側に挿入の付箋)

五拾五兩壹朱四百四十六文

62ウ

62才